

平成18年9月26日

遺伝子組換え表示の対象品目の見直しについて

1. 見直しの概要

遺伝子組換えてん菜について、以下のとおり、表示対象品目に追加する。

<表示対象品目の追加>

- ① 農産物として、「てん菜」を追加する。
- ② 加工食品として、「調理用のてん菜を主な原材料とするもの」を追加する。

てん菜を原材料として調理した加工食品としては、ごく希であるが、てん菜を野菜としたてんぷらなどがある。

なお、てん菜を加工したてん菜糖(砂糖)、糖みつ由来製品などいわゆる砂糖については、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、PCR法によるDNA定性分析を行った結果、てん菜のDNAの残存が確認されなかったため(資料4-4)、表示対象品目としての追加は行わない。

2. これまでの手続きの経緯 (別紙参照)

- | | |
|-----------|--|
| 平成18年3月 | 遺伝子組み換えてん菜の表示について諮問(資料4-2) |
| 平成18年3月 | 食品表示に関する共同会議(※)
表示対象品目とするよう進めるのが望ましいとする。 |
| 平成18年3~4月 | パブリックコメント(資料4-5)
特に意見は寄せられなかった。 |
| 平成18年5~8月 | WTO通報(衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づく通報)(資料4-5)
特に意見は寄せられなかった。 |
| 平成18年6月 | 表示部会(資料4-3)
表示対象品目とするよう進めることについて議決。 |

※ 厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催

3. 安全性審査の状況 (参考)

(1) 食品としての安全性

H-77 系統については、平成15年5月に食品としての安全性審査終了告示。

H7-1 系統については、平成15年6月に食品としての安全性審査終了告示。

(2) 飼料としての安全性

H-77 系統については、平成15年4月に飼料としての安全性審査手続き終了。

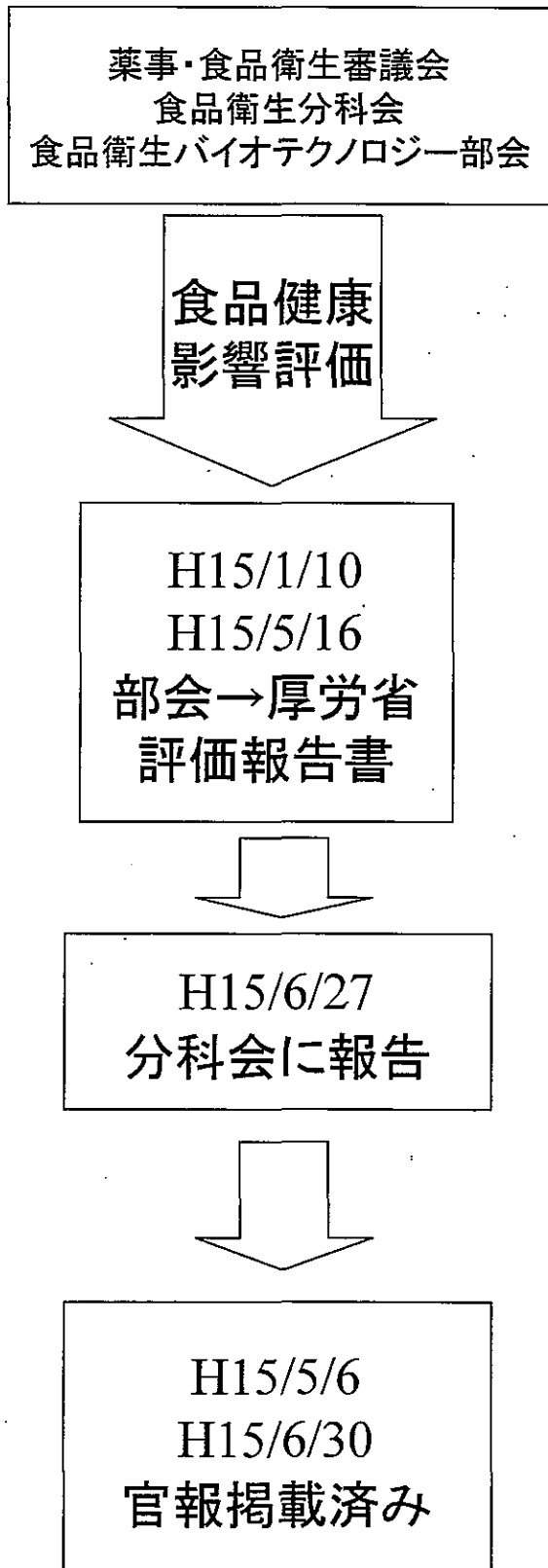
H7-1 系統については、平成17年9月に飼料としての安全性審査手続き終了。

(3) 環境への安全性(カルタヘナ法のもとでは生物多様性への影響を評価)

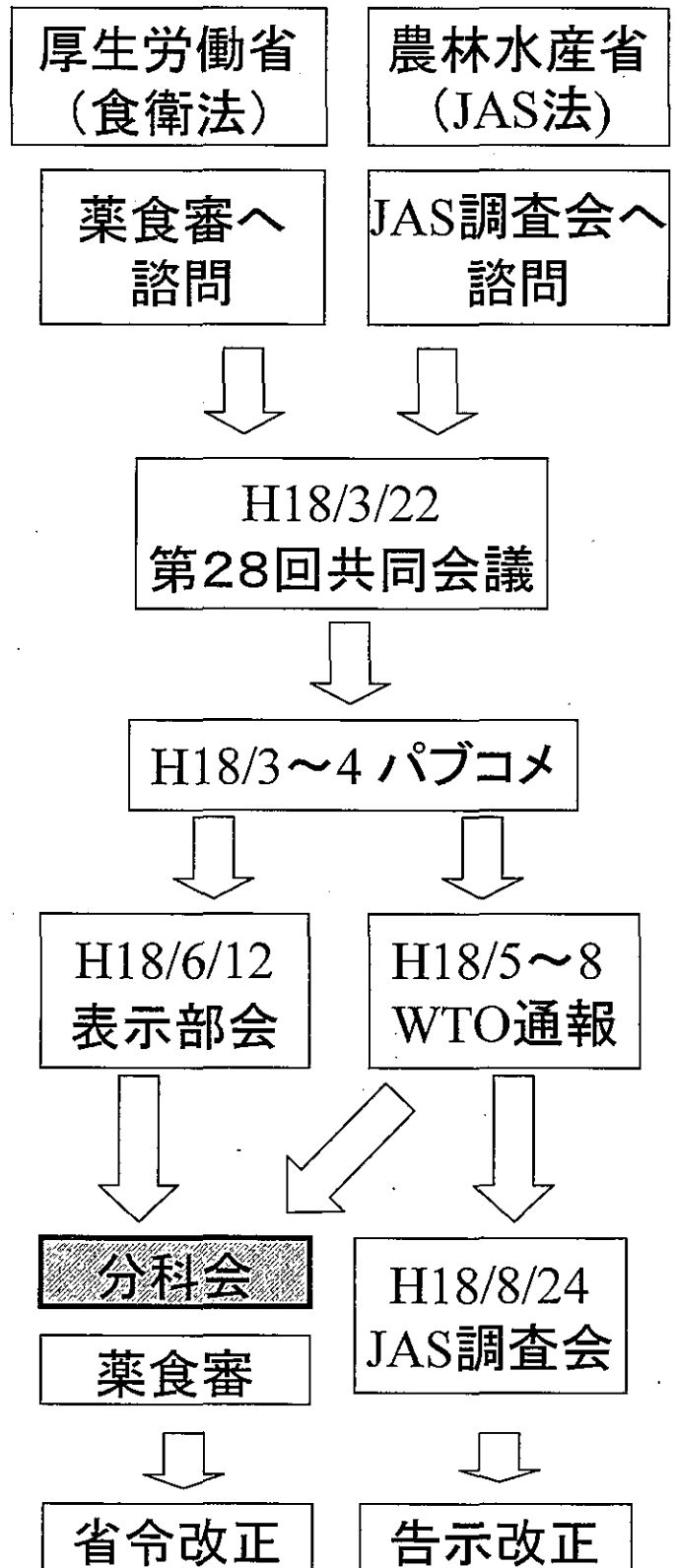
H7-1 系統については、平成17年12月まで隔離ほ場での試験栽培が行われた。現在、一般的なほ場での栽培等を使用の内容とする第一種使用規程の承認申請を審査中である。

手続きのスケジュール

食品としての安全性審査



表示

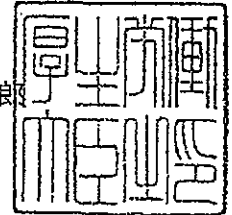




厚生労働省発食安第 0317001 号
平成 18 年 3 月 17 日

薬事・食品衛生審議会
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



諮 問 書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「遺伝子組換えてん菜」及び「調理用の遺伝子組換えてん菜を主な原材料とする加工食品」に関する表示対象品目見直しについて

平成18年9月5日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会
分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会表示部会
部会長 丸井 英二

「遺伝子組換えてん菜」及び「調理用の遺伝子組換えてん菜を主な
原材料とする加工食品」に関する表示対象品目見直しについて

「遺伝子組換えてん菜」及び「調理用の遺伝子組換えてん菜を主な原材料と
する加工食品」に関する表示対象品目見直しについて、当部会において審議し
た結果、別添改正案のとおり「遺伝子組換えてん菜」及び「調理用の遺伝子組
換えてん菜を主な原材料とする加工食品」を表示対象品目とするよう進めるこ
とについて議決したので報告する。

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第七（第二十一条関係）

作物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば 三 納豆 四 豆乳類 五 みそ 六 大豆煮豆 七 大豆缶詰及び大豆瓶詰 八 きな粉 九 大豆いり豆 十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの

現 行

別表第七（第二十一条関係）

作物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば 三 納豆 四 豆乳類 五 みそ 六 大豆煮豆 七 大豆缶詰及び大豆瓶詰 八 きな粉 九 大豆いり豆 十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの

	とうもろこし	ばれいしよ
<p>十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの</p> <p>十二 大豆粉を主な原材料とするもの</p> <p>十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの</p> <p>十四 枝豆を主な原材料とするもの</p> <p>十五 大豆もやしを主な原材料とするもの</p>	<p>一 コーンスナック菓子</p> <p>二 コーンスターチ</p> <p>三 ポップコーン</p> <p>四 冷凍とうもろこし</p> <p>五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰</p> <p>六 コーンフレーバーを主な原材料とするもの</p> <p>七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）</p> <p>八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの</p> <p>九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの</p>	<p>一 ポテトスナック菓子</p> <p>二 乾燥ばれいしよ</p> <p>三 冷凍ばれいしよ</p> <p>四 ばれいしよでん粉</p> <p>五 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの</p>

	とうもろこし	ばれいしよ
<p>十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの</p> <p>十二 大豆粉を主な原材料とするもの</p> <p>十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの</p> <p>十四 枝豆を主な原材料とするもの</p> <p>十五 大豆もやしを主な原材料とするもの</p>	<p>一 コーンスナック菓子</p> <p>二 コーンスターチ</p> <p>三 ポップコーン</p> <p>四 冷凍とうもろこし</p> <p>五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰</p> <p>六 コーンフレーバーを主な原材料とするもの</p> <p>七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）</p> <p>八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの</p> <p>九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの</p>	<p>一 ポテトスナック菓子</p> <p>二 乾燥ばれいしよ</p> <p>三 冷凍ばれいしよ</p> <p>四 ばれいしよでん粉</p> <p>五 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの</p>

てん菜	アルファアルファ	綿実	菜種	
調理用のてん菜を主な原材料とするもの	アルファアルファを主な原材料とするもの			六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの

	アルファアルファ	綿実	菜種	
	アルファアルファを主な原材料とするもの			六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの

てんさい加工品からのDNA抽出とPCRによるてんさいDNAの残存性に関する調査報告書
(平成18年3月16日 (独)食品総合研究所 (独)農林水産消費技術センター)より抜粋

3. 2. PCR 増幅結果

番号	砂糖の種類	商品の名称	プライマー対3	プライマー対4	
1	てんさい加工品	てんさい含蜜糖	砂糖	- -	
2		てんさい含蜜糖	砂糖(てん菜含蜜糖)	- -	
3		糖蜜入液糖	オリゴ糖入液状甘味料	- -	
4		グラニュー糖	グラニュー糖	- -	
5		上白糖	上白糖	- -	
6		てんさい含蜜糖	砂糖(てんさい含蜜糖)	- -	
7		てんさい含蜜糖	砂糖	- -	
8		グラニュー糖	グラニュー糖	- -	
9	糖製造工程試料	シソジュース	++	+ -	
10		糖液1	- -	- -	
11		シソジュース	- +	- -	
12		糖液2	- -	- -	
13		上白糖	砂糖	- -	- -
14		グラニュー糖	精製糖(HBS-P)	- -	- -
15	てんさい糖原液(糖蜜)	てん菜糖 原液	- -	- -	
16	てんさい含蜜糖	てん菜糖	- -	- -	
対応する写真			3.3.1	3.3.2.	

DNA抽出及びPCRを1連として2回繰り返した結果

糖製造工程からサンプリングした試料については、8点中2点からてんさい内在性DNA配列が検知されたが、てんさい加工品については8点全てから検知されなかった。

ほとんどの試料において増幅DNAが確認できなかったこと、また、抽出DNAの品質が通常の植物体試料から得られる場合よりも劣っていたことから、抽出DNA溶液中にPCRを阻害する物質が含まれている可能性が示唆された。そのため、今回抽出したDNA溶液がPCRを阻害する可能性を調査した。その結果、今回の調査で使用したプライマー対3によるPCRでは抽出試料16点のうち7点、プライマー対4では8点でPCRの阻害が確認された(詳細は別添4参照)。このように、一部のサンプル抽出DNA溶液についてPCRへの阻害の影響が確認された。

以上のことから、今回の調査で市場から買い上げたてんさい加工品の全ての試料からPCRで検知可能な内在性DNA配列の増幅は確認できなかった。

遺伝子組換え表示対象品目見直しに対して寄せられたコメントについて

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の一部改正案に対する意見の募集に対して寄せられたコメント

1 募集期間

平成18年3月28日から平成18年4月27日まで

2 寄せられた意見数

0件

- (2) WTO通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に基づく通報 G/SPS/N/JPN/162）に対して寄せられたコメント

1 募集期間

平成18年5月30日から平成18年8月9日まで

2 寄せられた意見数

0件